

滋賀文教短期大学研究活動における不正行為等及
び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、滋賀文教短期大学（以下「本学」という。）における研究活動上のコンプライアンス（研究倫理・法令遵守）の推進に係る基本指針を定めるとともに、本学における研究活動上の不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止に関する通報並びにこれらの調査等に関する手続きを定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「公的研究費等」

「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付け「文部科学大臣決定」）に基づく競争的資金及び公募型の研究資金並びに本学における教員研究費をいう。

(2) 「研究費使用者」

本学の教職員その他の本学の公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者をいう。

(3) 「研究活動上の不正行為」

本学に所属する教員（非常勤の者を含む。）・本学に在籍する学生（以下、「研究者等」という。）が研究活動において行う研究の提案、実行、成果の作成及び報告の過程における次に掲げる行為をいう。ただし、当該行為が悪意のない誤り又は意見の相違によるとみなされるもの場合は、この限りではない。

イ データその他の研究結果のねつ造、改ざん又は盗用

ロ イに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（試験等を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽及び廃棄を含む。）

(4) 「公的研究費等の不正使用」

研究費使用者の、第1号に掲げる公的研究費等の執行に関する事実で、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学・学校法人松翠学園（以下「本学園」という。）が定める研究費に関する諸規程（以下「研究費規程等」という。）及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究費使用者は、公的研究費等の取り扱いについては、別に定める誓約書を提出するとともに、本学・本学園の研究費規程等及び補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに交付等の際の条件等を遵守しなければならない。

第2章 運営及び管理体制

（最高管理責任者）

第4条 学長は、最高管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、最終的な責任を負う。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本指針を周知及び実施するために必要な措置を講じるとともに、第5条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が、公的研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

（統括管理責任者）

第5条 副学長は、統括管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、全体を総括する実質的な権限を有しその責任を負う。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

第6条 各学科長は、コンプライアンス推進責任者として、学科における研究における実質的な権限を有しその責任を負うと共に、不正防止を図るため、学科内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員（専任教職員・非常勤職員・研究支援者等）に対してコンプライアンス教育を定期的実施し、受講状況を管理監督する。

- 2 事務局長は、運営・経理担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き上の実質的な権限を有するとともに、経費担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負うとともにコンプライアンス教育を定期的実施するものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する者への対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
 - (2) 不正使用の防止を図るため、研究費使用者に対してコンプライアンス教育を定期的実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 研究費使用者が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

（職名の公開）

第7条 前3条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

（不正防止計画の策定および遵守）

第8条 最高管理責任者は、学内において問題となり得る具体的な事項を調査させ、必要に応じて個々の要因への対応を決定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、第5条及び第6条に掲げる各責任者をもって構成する責任者会議（以下「責任者会議」という。）の議を経て公的研究費等に係る不正防止計画を策定し、研究費使用者に周知の上、遵守させるものとする。

第3章 情報伝達を確保する体制

（通報等の実施）

第9条 本学における運営の適正化に資するため、本学における研究活動上の不正行為若しくは公的研究費等の不正使用に関する通報、告発（以下「通報」という。）及び通報に関する相談（以下、通報と合わせて「通報等」という。）を行うことができる。

- 2 前項の通報等の主体は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の研究者等、専任事務職員（第11条第2項及び第16条第2項において「専任職員」という。）
- (2) 本学の非常勤職員
- (3) 本学との取引業者
- (4) 学外の共同研究者
- (5) その他、特に学長が認めた者

（通報等の受付窓口等）

第10条 本学における通報等に対応するための受付窓口を総務課に設置するものとし、当該窓口の対応責任者（以下「窓口対応責任者」という。）は、総務課長とする。

- 2 通報等は、書面（専用電子メールを含む。）、電話及び面談などを通じて、前項の窓口対応責任者に直接行わなければならない。
- 3 通報等の受付に当たる窓口対応責任者は、個室での面談を行うなど、窓口対応責任者以外の者が見聞できないよう努めるとともに、通報等の内容や通報者（前条第1項に規定する相談者を含む。以下同じ。）の秘密を漏らしてはならない。当該窓口対応責任者でなくなった後も、同様とする。
- 4 通報等については、悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えること及び被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）に基づく通

報等を防止するため、原則として実名（代理人の場合も同様とする。以下同じ。）により行われたもので、かつ、次の各号に掲げる事項が示されているもののみを受付けるものとする。ただし、内容に不備がある場合は通報者に対して再提出を指示することができる。

- (1) 不正行為若しくは不正使用を行ったとする研究費使用者又は研究者等名又はグループ名
 - (2) 不正行為又は不正使用の態様、事案の内容
 - (3) 不正とする科学的、合理的理由
- 5 前項の規定に関わらず、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じて、実名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。
- 6 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為又は不正使用の疑いが指摘された場合は、前項の通報の取扱いに準じて取扱うものとする。

（通報等を行う者の責務等）

第11条 本学における研究活動上の不正行為若しくは公的研究費等の不正使用に関する通報等は、本学の運営の適正化に資するために行われるべきものとし、誹謗、中傷、私怨、私利私欲その他の不正な意図又は感情によって行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の結果、当該通報が本学の教員、専任職員によって悪意に基づいて行われたものであることが確認されたときは、当該悪意の程度に応じて氏名の公表及び懲戒処分その他の必要な措置を行うことがある。

（通報等の受理の報告）

第12条 窓口対応責任者は、第9条の規定に基づく通報等を受理した場合は、所管するコンプライアンス推進責任者の同席の下に速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告しなければならない。

（通報等に関する相談等の取扱い）

第13条 最高管理責任者は、通報までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査させるものとし、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認するものとする。この場合において、通報の意思表示がなされない場合においても、当該事案の調査を開始することができるものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為若しくは不正使用が行われようとしている、又は不正行為若しくは不正使用を求められているとする通報があった場合には、その内容を精査・確認させ、相当の理由があると認められたときは、被通報者に警告を行うものとする。ただし、被通報者が本学に所属する者でないときは、当該通報を被通報者の所属する機関に回付するものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報等を受理した場合は、受理した日から30日以内に調査の可否を判断しなければならない。

(通報内容等に係る秘密保持等)

第14条 窓口対応責任者及び調査に関係した者は、受付窓口に寄せられた通報等の内容(通報者、被通報者、通報内容及び調査内容をいう。)については、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外の者に漏洩しないよう、秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報をしたことを理由に通報者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分その他の不利益な取扱いの手続きを行ってはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を禁止してはならない。同様に解雇や配置転換、懲戒処分の手続きを行ってはならない。

第4章 研究活動上の不正行為及び公的研究費等の不正使用に係る調査、処分等

(不正調査委員会の設置)

第16条 最高管理責任者は第12条の規定による報告が、研究活動上の不正行為若しくは公的研究費等の不正使用に関する通報であるときは、速やかに学長の下に不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、事実関係を調査させなければならない。

2 調査委員会の委員は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者により組織する他、必要に応じ次の各号に掲げる者のうちから最高管理責任者が指名する。

(1) 不正行為若しくは不正使用が疑われる研究者等又は研究費使用者が行う研究対象に関して専門的な知識・経験を有する教員(必要に応じて本学以外の教員を含む。)若干名

(2) 総務課、教務課等に所属する専任職員 若干名

(3) 弁護士、公認会計士等 若干名

(4) その他特に必要と認める者 若干名

3 調査委員会の委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 前第2項にかかる調査委員のうち、1/2以上の委員は外部有識者とする。

5 前第2項にかかる調査委員の氏名・所属を通報者及び非通報者に通知するものとする。

(異議の申立て)

第17条 被通報者及び非通報者は前条第5項に定める通知に対して異議がある場合は、最高管理責任者に異議を申し立てることができる。

2 異議申立ては、前条第5項に定める通知を受けた日から原則として30日以内

に、書面により最高管理責任者に申立てるものとする。

- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立て書を受理したときは、その申し立て内容を調査し30日以内にその結果を異議申立て者に通知する。

(不正事実の調査等)

第18条 最高管理責任者は、第12条にかかる報告を受けた時は、前第16条第1項の規定にかかわらず、前第16条第2項に定める委員のうちから調査委員を指名し、次の各号に掲げる事項のうち、必要となる事項について予備調査を行わせることができる。

- (1) 通報された行為が行われた可能性
- (2) 通報の際に示された科学的合理的理由の論理性
- (3) 通報された研究に係る研究成果の事後の検証の可能性
- (4) 通報の内容の合理性、調査の可能性等
- (5) その他予備的に調査する必要がある事項

- 2 予備調査委員は、予備調査の経過及び調査結果を調査委員会に報告するものとする。

(本調査の実施の決定)

第19条 調査委員会は、前条第2項の規定による調査の経過及び調査結果の報告を受けたときは、その内容を精査、検討の上、調査委員会としての調査(以下「本調査」という。)を実施するかどうかの決定を行うものとする。

- 2 調査委員会は本調査の実施を決定したときは、次の各号に掲げる調査のうち、必要な調査を実施するものとする。

- (1) 研究費使用者又は研究者等及び関係者からの事情聴取
- (2) 支出に関する決議書、証拠証憑の収集、分析に係る調査
- (3) 相手方取引業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析に係る調査
- (4) 資金配分主体等の使用ルールとの整合性調査
- (5) 関連文献の収集、分析に関する調査
- (6) その他必要な調査

- 3 本調査は、前第1項の調査実施決定後30日以内に調査を開始するものとする。

(調査中における一時的執行停止)

第20条 最高管理責任者は、前条に定める本調査が実施された場合は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることができるものとする。

(最高管理責任者への報告)

第21条 調査委員会の委員長は、調査委員会において審議した事項のうち、重要な事項について、その都度、最高管理責任者たる学長に報告しなければならない。

(不正事実の裁定)

第22条 調査委員会は、第19条に規定する調査の結果に基づいて審議し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査開始後150日以内に認定を行うものとする。この場合において、不正の事実が行われた旨の認定を行うときは、被通報者たる研究費使用者又は研究者等に対し、弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は前項に規定する認定を行ったときは、報告書により最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、前項の報告が公的研究費等の不正使用に係るものであるときは、責任者会議の議を経てこれを裁定するものとする。

4 最高管理責任者は、裁定を行ったときは、速やかに当該認定内容を通報者及び被通報者たる研究費使用者又は研究者等（被通報者以外の者で、不正行為に関与した旨の裁定がなされたものを含む。）に通知する。

（不服申立て）

第23条 被通報者は前条第4項に定める通知に対して不服がある場合は、最高管理責任者に不服を申し立てることができる。

2 不服申立ては、前条第4項に定める通知を受けた日から原則として30日以内に、書面により最高管理責任者に申立てるものとする。

3 最高管理責任者は、前項の不服申立て書を受理したときは、第16条及び第18条を準用して再調査を行い、第22条を準用してその結果を不服申立て者に通知する。

（不正事実が裁定された場合の措置）

第24条 最高管理責任者は、前条第3項の裁定を行ったときは、研究資金の使用停止、返還、申込み資格の停止その他の適切かつ公正な措置を講ずるものとする。

2 前条第3項により公的研究費等の不正使用の裁定が行われた者については、滋賀文教短期大学就業規則に則り、懲戒処分等を行うものとする。

3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

（配分機関等の報告及び調査への協力等）

第25条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に報告、協議しなければならないものとする。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、及び再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。

- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 5 最高管理責任者は、配分機関等から求めがあった場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 6 最高管理責任者は、第17条にかかる異議申し立て及び第23条にかかる不服申し立てがあった場合配分機関等へ報告するものとする。
また、その申し立てに対する結果についても報告するものとする。

(調査結果の公表)

第26条 最高管理責任者は、第22条の規定により不正事実が行われた旨の裁定を行った場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項に係る調査結果の公表にかかる項目は次のとおりとする。
 - (1) 不正行為若しくは不正使用を行ったとする研究費使用者又は研究者等名又はグループ名
 - (2) 不正行為又は不正使用の態様、事案の内容
 - (3) 不正とする科学的、合理的理由
 - (4) 裁定結果

(個人情報保護)

第27条 この規程に定める業務に携わる者は、通報等の内容及び調査によって得られた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第5章 公的研究費等の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

第28条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、随時公的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、研究費使用者に対し、当該理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導しなければならない。

- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、配分機関への返還等を含めた改善策を研究費使用者に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第29条 研究費使用者は、公的研究費等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(検収業務等)

第30条 物品の購入、製造及び修理に係る契約（以下「物品の購入契約等」という。）

に伴う検収業務については、研究費規程等の定めにより研究費担当職員が行うものとし、必要に応じ、研究者による補助検収を行うものとする。

- 2 研究者が国内外で、物品の購入契約を行う場合にあっては、事前にその行為の承認を得て行うものとする。

前項に係る検収は、研究者本人が検収行為を行い、事後事務局による納品事実の確認を受けなければならない。

- 3 前項に係る費用について現金払いが必要な時は、事前申請により立て替え払いを認め、事務局検収後精算を行うものとする。
- 4 非常勤の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者及び事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費等を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第31条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ経理責任者又は経理責任者から権限を委譲された者の承認を得ることとし、旅行後は関係書類を添え、出張復命書を提出しなければならない。

(取引業者との癒着防止)

第32条 発注又は契約する際は、研究費規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究費使用者と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講じるものとする。

- 2 本学の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 本学の規則等を遵守し、不正（不適切な行為を含む）に関与しないこと。
 - (2) 本学の内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請があった場合には協力すること。
 - (3) 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (4) 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には速やかに本学通報窓口（総務課）に通報すること。
 - (5) 物品等の納品にあたっては、納品書控えに担当者、受領日、受領者氏名を記載すること。
 - (6) 役員もしくは従業員（当社の業務に従事する者を含む）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者と一切関係を持たないこと。また、万一これらの者と関係を持った場合は、直ちにその旨及びその内容を本学に報告すること。
- 3 誓約書を提出しない取引業者とは、原則として公的研究費に関わる取引を行うこ

とができない。

(不正な取引を行った業者の処分)

第33条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じるものとする。

第6章 教職員の意識向上

(行動規範)

第34条 不正使用を防止するため、本学の研究費使用者の行動規範を別に定める。

(研修会等)

第35条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究費使用者の規範意識の向上を図るものとする。

(使用ルールの理解度の確認)

第36条 不正使用を防止するため、研究費使用者に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講じるものとする。

第7章 監査等

(内部監査実施部門)

第37条 公的研究費等の適正な管理のため、学長の下に内部監査員を置き、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(内部監査)

第38条 内部監査員は、本規程の目的を達成するため、内部監査規程に基づく監査を次の各号の定めるところにより行う。

- (1) 本学の公的研究費の運営、管理体制の整備及び運営状況、並びに法令及び本学諸規程の遵守状況等に関わる監査。
- (2) 不正発生要因を分析し、不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査の実施。

(監事及び会計監査人との連携)

第39条 内部監査員は、内部監査の実施に際し、本学園監事、会計監査人及びコンプライアンス推進責任者と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

第8章 その他

(公的研究費運営及び管理体制の公表)

第40条 公的研究費を適正に運営及び管理する体制を、本学のホームページに掲載し学内外に公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 滋賀文教短期大学研究基本方針
- (2) 滋賀文教短期大学研究活動及び研究費の適正な管理・運営を行うための基本方針

- (3) 滋賀文教短期大学研究活動における行動規範
- (4) 滋賀文教短期大学公的研究費運営及び管理規程
- (5) 滋賀文教短期大学研究倫理規程
- (6) 滋賀文教短期大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程
- (7) 最高管理責任者等氏名

(事務)

第41条 この規程の実施に関する庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第42条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は別に定める。

(改正)

第43条 学長は教授会に意見を求め、意見を参考にこの規程の改廃を行わなければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。